# 令和８年度東京都放課後児童支援員認定資格研修　受講申込書・受講資格確認書類に関する注意事項

東京都放課後児童支援員認定資格研修事務局（株式会社東京リーガルマインド）

お問合せ先　　電話　03-5913-6203（平日９時～18 時）　　E メール　hshienin@lec-jp.com

## １　「受講申込書」記入の注意事項

・ 受講申込書は、受講希望者ご本人様が記入するようにお願いします。
・ 氏名の表記が「本人確認書類」と整合性がとれているか、ご確認願います。
・ 現住所が「実務経験証明書」等他の書類と整合性がとれているか、ご確認願います。

## ２　「本人確認書類」の注意事項

・ マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、住民票等、現住所の確認できる公的書類（写し可）をご提出ください。
・ マイナンバーカードの裏面は、絶対に提出しないでください。

## ３　「受講資格確認書類」に関する注意事項

### （１）全般に関する事項

・ 受講資格は、申込日時点において有し、かつ、適切な書類で証明いただくことが必要です。ただし、「1 号」「2 号」「4 号」「5 号」「6 号」「7 号」「8 号」については、令和９年３月 31 日までに要件を満たす場合の方も受講は可能です。詳細は「募集案内」を参照してください。
・ 「受講申込書」と「受講資格確認書類」とで記載されている氏名が異なる場合は、同一人物であることを示す公的書類をご用意ください。戸籍抄本のほか、運転免許証（公安委員会の押印により変更が明示されているもの）の写し（両面）、婚姻届受理証明書等、変更の前後の氏名が明記されているものをご用意ください。なお、公設学童に御所属の方は、別紙２－④「証明書」による証明でも可です。
・ 受講資格確認書類、御本人様確認書類は、A4 サイズの用紙で御提出願います。もとの書類が A4 サイズより大きい場合は縮小コピーする、A4 サイズより小さい場合は A4 の用紙にコピーする、等の御対応をお願いします。

### （２）１号（保育士）

・ 原則、保育士登録機関登録事務処理センターが交付する「保育士証」をご用意ください。
・ 「保育士証」がお手元にない場合は、「保育士（保母）資格証明書」、「保育士試験合格通知書」、「指定保育士養成施設卒業証明書」、「保育士養成課程修了証明書」のいずれかをご用意ください。
・ 保育士証の発行申請中などやむを得ない場合は「登録済通知書」に代えることも可とします。
・ 学校を卒業したことのみを示す書類（卒業証書等）は１号の確認書類に該当しません。

### （３）４号（教諭）

・ 御用意いただく書類は、都道府県教育委員会発行の書類に限ります。
・ 大学の教職課程を修了のみ、「学力に関する証明書」のみでは、4 号には該当しません。
・ 栄養教諭・養護教諭の免許を有する方も受講対象です。

### （４）５号、６号、７号、８号（学科に関する受講資格）

・ 学科名が基準省令上の学問名と完全に一致しない場合、「これら（社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学）に相当する課程」として認められるかについて確認を行いますので、早めに研修事務局にお尋ねください。
・ 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を履修したのみでは受講資格に該当しません。
・ 5 号については、短期大学の卒業者も対象となります。
・ 8 号で申請する方は、適切な和訳も御用意ください。

**（5）3 号、9 号、10 号（実務経験に関する受講資格）**

・ それぞれの資格については下表を御確認ください。

| | 3 号 | 9 号 | 10 号 |
|---|---|---|---|
| 必要な実務経験 | **児童福祉事業に 2 年以上**<br>例）放課後児童クラブ、児童館、等 | **放課後児童健全育成事業に類似する事業に 2 年以上**<br>例）放課後子供教室、プレイパーク、民間学童、等 | **放課後児童健全育成事業に 5 年以上** |
| 必要書類（受講資格確認書類） | 以下の **2 種類**<br>・「高等学校卒業者等」を示す書類<br>・別紙 2－②「実務経験証明書」 | 以下の **3 種類**<br>・「高等学校卒業者等」を示す書類<br>・別紙 2－②「実務経験証明書」<br>・別紙 2－③「確認書」 | 以下の **2 種類**<br>・別紙 2－②「実務経験証明書」<br>・別紙 2－③「確認書」 |

＜実務経験に関する注意点＞

・ 9 号の「放課後児童健全育成事業に類似する事業」については、平成 26 年 5 月 30 日雇児育発 0530 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知を併せてご参照ください。
・ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）においての実務経験は、3 号又は 10 号に該当します。9 号ではない点に御注意ください。
・ 3 号と 9 号を通算することはできません。いずれかで 2 年以上の実務経験を有することが必要です。
・ 10 号の実務経験の内容は、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）に限ります。
・ 実務経験証明書には、従事した施設名、業務内容を記入してください。業務内容は、児童と直接関わる業務します。
・ 申込時点で勤務継続中の場合、実務経験証明書の「従事期間」欄は、始期を明記いただいた上で、「現在に至る」等の記入をお願いいたします。
・ 総勤務時間として必要な時間数の目安は、3 号は 2000 時間程度、9 号は 2000 時間程度、10 号は 5000 時間程度です。
・ 事業主の証明は、代表者（自治体の首長、法人の理事長・代表取締役）による証明をお願いします。

＜「高等学校卒業者等」に関する注意点＞

・ 3 号及び 9 号の「高等学校卒業者等」を示す書類について、原則は高等学校の卒業証明書類を御用意ください。最終学歴の証明書類とは限らない点に御注意ください。以下の事項を御確認の上、「高等学校卒業者等」に該当するか否かの判断に迷われた場合は、研修事務局へ御相談ください。
  - 日本の大学・短期大学の卒業者であることを示す書類は「高等学校卒業者等」を示す書類に該当します。大学・短期大学の卒業証明書類の写しの御提出でも可です。
  - 専修学校専門課程の卒業者であることを示す書類は「高等学校卒業者等」を示す書類に該当しません。高等学校の卒業証明書類を御用意ください。
  - 外国の大学・短期大学の卒業者であることを示す書類は「高等学校卒業者等」を示す書類に該当しません。高等学校の卒業証明書類を御用意いただくか、受講資格第 8 号をご検討ください。
  - 外国の高等学校を卒業された方は、関係機関に照会を行うため、お早めにご相談ください（確認に時間がかかり、受講決定に間に合わない場合があります）。

以 上